

岡山市アスベスト対策基本方針

平成 18 年 3 月 30 日制定
岡山市環境基本計画推進本部

1 趣旨

アスベスト（石綿ともいう。以下同じ。）は、天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという優れた特性を持つことにより、広い用途に利用されてきた。しかし、例えば、平成 17 年のアスベスト製品製造工場に関係した方々に見られたように、空気中に飛散した繊維を長期間大量に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などを引き起こし、健康に悪影響を及ぼすことが判明していることから、現在はアスベスト含有製品の輸入、製造、使用が禁止されている。既に使用されているアスベスト含有製品、特に断熱、防音等を目的に建材に使用されている吹付けアスベストについては、飛散性が高いことから、建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の老朽化によるアスベスト含有建材の劣化や解体等工事（建築物等の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う飛散が懸念され、大気汚染防止法、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）その他関係法令（以下「大気汚染防止法等」という。）によりアスベストに係る規制がされている。こうした状況を踏まえ、市民の健康の保護と安全・安心に資するため、アスベスト対策基本方針を制定するものである。

2 対策の進め方

本市の関係部局は、市域におけるアスベストに関する諸問題について、各種法令や通知等の趣旨に従い、適切に対策を実施するとともに、さらに具体的な取り組みを進めるため、以下の事項について、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策を推進する。

また、市民の不安を解消するため、ホームページの活用やリーフレット等を作成し、市民のニーズに密着した分かりやすい情報を提供する。

3 対策の内容

（1）市有施設対策

市民及び職員の健康に対する安全性の確保を最優先し、アスベストの種類、状態及び使用されている場所に応じて、次のとおり対策を実施する（別表参照）。改修工事等に伴いアスベストの使用が新たに判明した場合も同様であり、その際は直ちに環境保全課に報告するものとする。

ア 露出した吹付けアスベスト（吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウール・アスベスト含有吹付けパーライトのうち劣化したもの・アスベスト含有吹付けパーミキュライトのうち劣化したもの（レベル1のうち極めて飛散性の高いもの））の使用が確認された建築物等であって、当該アスベストが使用されている全ての場所

- ・ 直ちにアスベストが使用されている旨の表示をする
- ・ 直ちに応急の養生等又は立入禁止措置を講じる

※対策等のために関係者が立入りする際には、保護具の着用を義務付けること

- ・ 速やかに室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する
- ・ 速やかに飛散防止対策（除去、封じ込め、囲い込み）を実施する

※原則は除去とすることとし、劣化しているものにあつては必ず除去すること

- ・ 封じ込め、囲い込みの実施後の維持管理は、別表に定めるとおり、適切に実施する

イ 露出した吹付けアスベスト（アスベスト含有吹付けパーライトのうち劣化していないもの・アスベスト含有吹付けバーミキュライトのうち劣化していないもの（レベル1））の使用が確認された建築物等であつて、次に掲げる場所

(ア) 市民及び職員が利用する場所であつて、早期（2年以内程度）に解体等をしないもの

- ・ 速やかにアスベストが使用されている旨の表示をする
 - ・ （容易に人が触れて）損傷する可能性がある場合は、速やかに当該箇所に応急の養生等又は立入禁止措置を講じる
 - ・ 原則、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する
 - ・ 飛散防止対策（除去、封じ込め、囲い込み）の実施前の維持管理は、別表に定めるとおり、適切に実施する
 - ・ 適期に飛散防止対策（除去、封じ込め、囲い込み）を実施する
- ※原則は除去とすること
- ・ 封じ込め、囲い込みの実施後の維持管理は、別表に定めるとおり、適切に実施する

(イ) 市民及び職員が利用する場所であつて、早期（2年以内程度）に解体等をするもの

- ・ 速やかにアスベストが使用されている旨の表示をする
- ・ （容易に人が触れて）損傷する可能性がある場合は、速やかに当該箇所に応急の養生等又は立入禁止措置を講じる
- ・ 原則、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する

(ウ) (ア)以外の利用が関係者に限定される場所（機械室等）であつて、早期（2年以内程度）に解体等をしないもの

- ・ 速やかにアスベストが使用されている旨の表示をする
- ・ （容易に人が触れて）損傷する可能性がある場合は、速やかに当該箇所に応急の養生等又は立入禁止措置を講じる

※ただし、関係者がこの可能性を十分に認識している場合は、この限りでない

- ・ 原則、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する
- ・ 飛散防止対策（除去、封じ込め、囲い込み）の実施前の維持管理は、別表に定めるとおり、適切に実施する

(エ) (イ)以外の利用が関係者に限定される場所（機械室等）であつて、早期（2年以内程度）に解体等をするもの

- ・ 速やかにアスベストが使用されている旨の表示をする

- ・（容易に人が触れて）損傷する可能性がある場合は、速やかに当該箇所に応急の養生等又は立入禁止措置を講じる
 - ※ただし、関係者がこの可能性を十分に認識している場合は、この限りでない
 - ・原則、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施する
- ウ アスベスト含有断熱材（レベル2）・アスベスト含有保温材（レベル2）・アスベスト含有耐火被覆材（レベル2）・アスベスト含有仕上塗材（レベル3）・アスベスト含有成形板等（レベル3）の使用が確認された建築物等であって、当該アスベストが使用されている全ての場所
- ・解体等の際には作業基準を遵守し適切に実施する

イの室内環境中のアスベスト濃度測定にあたっては、原則、実施することとするが、目視点検により建材に劣化が見られず、過去から現時点まで飛散していないことが明らかであると施設所管部局が判断した場合は、この限りでない。その際は、公表時等に説明責任を果たすことができるよう勘案した上で判断すること。

飛散防止対策（除去、封じ込め、囲い込み）にあたっては、専門の技術者等と相談し、大気汚染防止法等、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（以下「石綿飛散防止マニュアル」という。）等により実施する。維持管理（飛散防止対策の実施前、封じ込め・囲い込みの実施後）にあたっては、別表及び市有施設のアスベスト含有吹付け材に係る維持管理基準に従い、実施する。

なお、アスベストの処理については、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されるので、これらの法律を遵守して措置、施工及び廃棄物処理を行う。

また、工事業者による事前調査や工事中に新たに吹付けアスベスト等が発見されることにより、アスベストの飛散が懸念される事例、又は追加工事費の予算措置や工期の延長が必要となる事例が見受けられるため、天井裏や外壁の仕上塗材など見落としやすい部分についても発注前に事前調査を行い確認する。

ア又はイの場合には、環境保全課がホームページにより公表を行う。

アの場合には、当該市有施設の所管部局が報道機関への公表を原則として実施する。

イの場合には、当該市有施設の所管部局において報道機関への公表の要否について判断する。

アの場合には、当該部局の所管する他の市有施設の再調査の要否を判断する。判断にあたって、ア又はイに該当するものは過年度に複数回実施されている調査で把握されているべきものであり、特にアに分類されるものは専門家でなくとも目視で判断が付くものであったことを勘案する。

（2）民間施設対策

- ア 飛散防止のための対策は建築物等の所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化及び損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。

イ 国土交通省通知による民間建築物における吹付けアスベストに関する実態調査結果に基づく台帳整備等により継続した指導を行うほか、小規模施設についても、調査方法及び体制を検討する。

(3) 解体等工事に伴う飛散防止のための対策

ア 建築物等の所有者及び施工者（業界団体）に飛散防止の重要性及び法令等の情報について周知を行う。

イ 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、無届解体作業のないよう監視指導するとともに飛散防止の徹底を図る。

ウ 市有施設の解体等工事にあつては、所管部局は次の措置その他大気汚染防止法等に基づき必要な措置を行う。

(ア) 元請業者がアスベストの含有の有無の事前調査を適正に行うため、所管部局は、当該調査に要する費用の適正な負担その他必要な協力を行う（大気汚染防止法第 18 条の 15、同法 18 条の 16、石綿障害予防規則第 3 条、同規則第 9 条関係）。

※全ての建築物及び一定の要件に該当する工作物の当該調査は建築物石綿含有建材調査者等の資格を有する者により行わなければならないことに留意する。工作物の事前調査を行う者の資格等については、環境省告示又は岡山市アスベスト対策部会等における依頼事項によるものとする。

(イ) 元請業者等が行った(ア)の事前調査の結果の報告、工事現場への掲示その他必要な手続が確実に行われるよう留意する（大気汚染防止法第 18 条の 15、石綿障害予防規則第 3 条、同規則第 4 条の 2 関係）

(ウ) アスベストを含有する建材を使用する市有施設の解体等工事にあつては、元請業者等がアスベストの除去作業等を大気汚染防止法等の規定及び石綿飛散防止対策マニュアルに基づき適正に行うため、所管部局は、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する（大気汚染防止法第 18 条の 16、石綿障害予防規則第 9 条関係）。

(エ) 吹付けアスベスト（アスベスト含有吹付けパーライト及びアスベスト含有吹付けバーミキュライトを含む。）又はアスベストを含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材を使用する市有施設の解体等工事にあつては、所管部局は、特定粉じん排出等作業実施届（労働基準監督署への建築物解体等作業届は元請業者）を漏れなく行う（大気汚染防止法第 18 条の 17、石綿障害予防規則第 5 条関係）。また、所管部局は元請業者に大気汚染防止法等の規定及び石綿飛散防止マニュアルに準じ、適正に解体等工事を行わせるとともに、吹付けアスベストを使用する市有施設の解体等工事にあつては原則、アスベストを含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材を使用する市有施設の解体等工事（非石綿含有部での切断による除去であつて石綿の飛散のおそれがない場合を除く。）にあつては必要に応じ、敷地境界等において環境測定を行う。

(4) 解体等工事その他の建設工事に伴い発生する廃棄物対策

ア 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、排出事業者に対するアスベスト廃棄物の適正処理についての指導を行う。

イ 建設系の産業廃棄物を取り扱う中間処理業者等に対して、立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理についての監視指導を行う。

ウ 公共工事において掘削工事等により土中から発見されるなどした廃棄物等にアスベスト含有（付着、混入を含む。）が疑われる場合において、工事箇所付近の状況等を鑑み、市民の健康に対する安全性の確保や不安の払しょくが必要と所管部局が判断するときは、所管部局が状態や性状等に応じて分析調査を行うものとする。また、当該分析調査によりアスベストの含有が確認された場合は、所管部局は元請業者に大気汚染防止法等の規定及び石綿飛散防止マニュアルに準じ、適正に除去を行わせるとともに、吹付けアスベスト（アスベスト含有吹付けパーライト及びアスベスト含有吹付けバーミキュライトを含む。）又はアスベストを含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材を含む廃棄物等の除去にあたっては、原則、敷地境界等において環境測定を行う。

(5) アスベスト含有家庭用品の廃棄物対策

使用者等から相談を受けた際には、破断等により飛散させることがないように、適正処理について指導を行う。

(6) 大気環境モニタリング

平成6年度から経年的に一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施しており、当面の間、これを継続する。

(7) 健康対策

市民の健康不安を解消するため、保健所において健康相談（必要に応じ専門の医療機関も紹介）を実施するとともに、アスベストによる健康被害の医学的判定を受けた場合、健康被害救済給付の申請の相談を実施する。

(8) 支援策

アスベストの除去等には、多額の費用を要する。民間建築物の所有者が行うアスベストの含有調査（岡山市が整備するアスベスト対策に係る建築物データベースに記載されている建築物に限る。）と除去等工事に要する費用の一部を補助する。

4 役割分担

	対策内容	関連業務	担当課
1	市有施設対策	市有施設対策の進行管理に関すること	各施設所管課
		市有施設に係る維持管理報告のとりまとめに関すること	環境保全課
		市有施設に係る解体等工事に関すること	公共建築課 各施設所管課
		学校に係る解体等工事に関すること	教育委員会学校施設課
		施設利用者等への周知に関すること	各施設所管課
		広報に関すること	広報広聴課
		各種の施策の情報提供に関すること	各種施策担当課
		対策等の予算措置に関すること	財政課
2	民間施設対策	民間建築物に係る相談に関すること	建築指導課
		民間建築物に係る調査・指導に関すること	建築指導課
		室内環境の衛生に関すること	保健所衛生課
3	解体等工事に伴う飛散防止のための対策	環境保全課	
4	解体等工事その他の建設工事に伴い発生する廃棄物対策	産業廃棄物対策課	
5	アスベスト含有家庭用品の廃棄物対策	環境事業課	
6	大気環境モニタリング	環境保全課	
7	健康対策	危機管理に関すること	危機管理室
		健康問題等の相談に関すること	保健所健康づくり課
		健康被害救済給付の相談に関すること	保健所総務課
		職員の健康問題に関すること	給与課
8	支援策	補助等に関すること	建築指導課
対策の全庁的な連絡調整			環境保全課

【参考】労働災害、職場環境等に関する事項については、労働基準監督署が所管

附 則

本指針は、制定の日から施行する。

附 則

本指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

